

(案)

食の安全・安心を推進するための
新たな条例の制定に向けて
検討報告書

平成24年4月

さっぽろ食の安全・安心推進委員会

目次

本編

はじめに	1
第 章 食の安全・安心を推進するための条例制定の背景と必要性	2
1 条例制定の背景	2
2 条例制定の必要性等	3
第 章 条例制定の基本的な考え方	4
1 制定に向けての方向性	4
2 食の安全・安心の確保と市民の思い	4
3 市民、事業者及び札幌市の役割と責務	5
4 「さっぽろ」らしさと食の安全と信頼の確保	5
5 条例の実効性を高めるために	6
第 章 新しい条例のすがた	7
1 名称について	7
2 規定することが望ましいと考える事項等と主な内容	7
おわりに	10

資料編

- 1 さっぽろ食の安全・安心推進委員会委員名簿
- 2 さっぽろ食の安全・安心推進委員会条例検討専門部会構成員名簿
- 3 さっぽろ食の安全・安心推進委員会設置要綱
- 4 さっぽろ食の安全・安心推進委員会及び同条例検討専門部会検討経過

はじめに

市民・事業者・学識経験者等で構成される私たち「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」は、昨年6月に条例検討専門部会を設け、約10か月間にわたり、札幌市にとって「食の安全・安心を推進するための新たな条例は必要なのか」、「制定するとした場合どのような内容が考えられるか」ということについて議論をしてきました。

このことは、市の政策形成過程のスタート地点である意思決定段階から、市民参加により議論を進めることができたという、大きな特徴を有し、かつ意義深いものと考えています。

検討回数としましては、専門部会を5回、推進委員会を2回開催し活発に議論を重ねてまいりました。

これらの議論を踏まえてまとめたものがこの報告書です。

検討にあたりましては、食の安全と信頼を確保するために、市民の主体的参加や消費者利益の拡大、併せて、事業者の自主的取組の促進とその支援や評価などの新たな視点を取り入れながら、いくつかの具体的な提案もしております。

この報告書の内容を取り入れ、早急に条例化を図るとともに、具体的な施策を実施されることを期待いたします。

そして、新たな条例が、「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」をはじめ、食の安全・安心に関するさまざまな施策を総合的に支えるものとなり、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の実現に大いに寄与することを願います。

平成24年4月

さっぽろ食の安全・安心推進委員会
委員長 一色 賢司

さっぽろ食の安全・安心推進委員会 条例検討専門部会
部会長 大西 有二

第 章 食の安全・安心を推進するための条例制定の背景と必要性

札幌市は、従来から、市民の健康を守るため、食品等事業者への監視指導や食品の抜き取り検査などにより、食品の安全確保に努めてきた。また、食品業界における衛生管理技術の進歩なども、より安全な食品の供給を支えてきた。

しかしながら、近年、食品流通の広域化、複雑化などにより、食品が市民の手元へ届くまでの過程が見えづらくなってきており、偽装表示など予期せぬ事件が国内外で相次いでおこったことに加え、昨年3月には、福島第一原発の事故に伴う放射性物質による食品の汚染など、食に対して不安を感じている市民は少なくない。

このような中で、関係法令や食品業界の現状等、食の安全・安心推進行政を取り巻く状況は次のように大きく変化している。

1 条例制定の背景

(1) 社会情勢の変化

全国的に平成13年のBSE問題を契機として、食の安全と信頼の確保がクローズアップされるようになり、その後も、食品の偽装表示問題、輸入冷凍野菜の残留農薬問題や輸入ダイエット用健康食品による健康被害の発生など、様々な食品に関する問題が発生した。こういった状況に鑑み、食品安全基本法の制定など、食の安全確保のための新しい取組が行われてきた。また、昨年、3月の東日本大震災により、食品の安全性には更に高い関心が寄せられている。

このように食の安全・安心についての価値観が変化し、事業者の自主的取組や消費者によるそれぞれの地域での活動など、各主体の主体的な取組がより一層求められている。

(2) 地方分権の推進

平成11年の地方分権一括推進法の制定や平成18年の札幌市自治基本条例の制定などにより、10年前に比べ、地方公共団体独自で対応する事務範囲の拡大や市民参画による地域づくりなど、新しい自治のしくみを本格的に実践していく時代となっている。

更に平成23年には、地域主権一括法が公布され、益々、地方自治体の自主性が強化され、自由度の拡大が図られることになったところである。

食の安全・安心の推進についても積極的な市民活動がさまざまな分野で広がり、このような活動を支える動きも活発となってきている。

(3) 関係法令の整備

「食品衛生法」は昭和22年12月に制定されたが、その後数度にわたって改正されている。平成15年5月には多種多様な食品等が大量に生産、使用、輸入等されるようになってきたことに伴い、中国産の毒入り餃子事件など従来あまり見られなかった新しい問題が生じてきたことや、今日の消費者保護思想の

興隆に適切に対応するため、同法が全面的に見直されたところである。また、同年には、「食品安全基本法」が制定されて、市民、事業者、行政が食品に関わる者として相互に情報を共有し、信頼関係を構築するという食品の安全確保に新しい概念がもたらされた。

(4) 行政計画との関係

札幌市では、札幌市基本構想の大綱に示す「暮らしの安全と安心の保障」のうち「健康的で安心できる暮らしの実現」を図るための食の安全と信頼を確保する計画として、「札幌市食品衛生監視指導計画（年度毎に策定）」及び「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン（平成 23 年 2 月策定）」などを策定し、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に展開している。

また、こういった関連計画の基本的な方策等については、条例の制定により体系的に整理され、その関係性や位置づけが明確となる。

2 条例制定の必要性等

(1) 条例制定の必要性と理由

本委員会は、議論の結果、「食の安全・安心を推進するための条例が必要である」という結論に至った。

本条例は、札幌市の食の安全・安心に対する基本理念を示すとともに、市民・事業者・行政が、その役割や責任を果たすための実際の制度や基本的な方策を規定するものであると考える。さらに、この条例を、札幌市における食品保健分野のあらゆる条例や制度の基本となる「中心的な規程」と位置づけ、制度の原則をしっかりと整えるため、必要事項をしっかりと盛り込んで、個々の制度や他の条例との関連についても想定して整備することが必要である。

食の安全と信頼の確保は、消費者すべての願いである。したがって、食の安全と信頼の確保のためには、従来の行政中心の手法のみならず、市民・事業者も連携・協働して取り組む必要がある。このことから、食の安全と信頼の確保に関する新しい考え方などを明文化するとともに、これまでの取組を整理するなどして実効性を確保するため、条例を制定する必要がある。

(2) 条例制定の意義

食の安全と信頼を確保するための基本的な方策や理念等を明確にし、それらを市民・事業者と共有することにより、協働・連携して施策を推進するための体系的な実効性を確保することが可能になるものとする。

第 章 条例制定の基本的な考え方

札幌市の食を取り巻く状況と課題をふまえ、市の基本的な目標の一つである「暮らしの安全と安心の保障」を実現するために、新たな条例の制定に当たっては、次の事項を重視していく必要がある。

なお、本報告書においては、食品の安全性を「食の安全」といい、食品に対する市民の信頼を「食の安心」ということとし、以下「食の安全・安心」と総称する。

1 制定に向けての方向性

現在、札幌市が行っている食の安全・安心に関する施策には、法律のほか条例、規則、要綱及び要領に基づいて行なっているものがある。これらの施策は、相互に関係するものであることから、今まで以上に整合を図って実施することによってより大きな効果が期待できるものである。

そのため、今一度関係する法令等の内容とその運用について整理するとともに、必要事項等について本条例に規定するなど、法令等を補完し、札幌市の食の安全・安心に係る中心的な規程として総合的で一体的な施策を展開していくことができるような仕組みにしていくことが望まれる。

2 食の安全・安心の確保と市民の思い

(1) 食の安全・安心の定義の明確化

現在、食の安全・安心は、食品の衛生的取扱いや施設の衛生管理など、衛生管理が多くをウエートを占めているが、本来、市民生活に関わる食の安全・安心は、食育や経済活動などとのつながりのほか、さらに多様な広がりを持っている。そのため、市民に身近で深く関わりのある食の安全・安心について、札幌市としてその定義を明確にする必要がある。

(2) 食の安全・安心と市民

食の安全を確保するということには、「市民の健康保護」、「安全な食品の供給がなされる」及び「安心が増す」など、直接的又は間接的にさまざまな効果が得られる。一方、食の安心とは、事柄や対象とするもの、さらには、個人によって捉え方が異なるため、食の安心を実感してもらうことは大変難しい問題でもある。その解決のためには、食の安全・安心が市民にもたらす恩恵と食の安全・安心に関する課題をみんなが理解し合いながら、「食の安全・安心は市民共通の願いである。」という意識が醸成され、市民・事業者・行政というそれぞれの立場で主体的に活動することが理想であると考える。

今後、札幌市は、さらに積極的かつ効果的に、市民・事業者と連携・協働して、食の安全・安心について啓発する施策を推進していく必要がある。

(3) ソフト面での社会資本としての食の安全・安心

従来、消費者にとって食の安全・安心は、当たり前であると考えられてきたところである。それゆえに、事業者が努力している安全確保の取組が必ずしもクローズアップされにくかった部分である。

市民・事業者・行政が一体となって食の安全・安心に取り組み、意識の高いまちであるということは、北海道内の新鮮でおいしい食材が集まり多くの観光客を受け入れている札幌市にとって、観光・食産業を振興する上からみても大変重要なものであり、まちの魅力にも成りえる。

このことから、食の安全・安心の確保は、健康保護の観点だけでなく、有益なソフト面での社会資本として捉え、より発展させていく必要がある。

3 市民、事業者及び札幌市の役割と責務

食の安全を確保し、安心を創出していくために、市民、事業者及び札幌市が、それぞれの役割と責務を認識した上で、良好なパートナーシップを築き、活動していくことが重要である。

条例を制定するに当たって、市民等は、市政の政策立案、実施、評価等の際の重要なパートナーであることを認識し、市は、市民や事業者、NPO組織などによる活動を支援するとともに、食の安全・安心の推進に向けた連携や協働の仕組みづくりと積極的な情報提供を進めていくことが必要である。

4 「さっぽろ」らしさと食の安全と信頼の確保

(1) 観光・食産業への寄与

札幌市は、年間1,300万人もの観光客が訪れる観光都市であり、市内には、その観光客を迎える多くの宿泊施設や飲食店、あるいは北海道の食材を使った新鮮でおいしい食品を製造する事業者も数多くあり、札幌市にとっては、観光と食産業は大変重要な産業となっている。一方で食の安全・安心は、それらを支える基盤として、その振興に寄与するほか、今後は、食のブランド力の向上の一翼を担う資源として捉えることもできる。

このようなことを踏まえ、観光や食産業の振興を視野に入れた方策を検討していく必要がある。

そして、北海道の食と親しみ、その恩恵を市民・観光客が享受していくためにも、食の安全・安心について自主的取組を促進している事業者を増やし、育成していくという姿勢が求められる。

また、相互理解と連携・協働の観点から市民もそういった事業者を選択しながら、買うことなどにより支えていく必要がある。

(2) 市民・事業者へのサポート

市は、食の安全・安心に取り組む市民・事業者を支援する施策・制度について検討するとともに、「食の安全・安心は市民共通の願いである。」という考え方に立って、実効性のあるものとするため、市内87カ所の「まちづくりセン

ター」の機能を有効に活かすなどして地域に根ざした市民や事業者にとって具体的なサポート活動が行われるように条件整備を進める必要がある。

(3) 安心の創出と情報

行政や事業者が食の安全を確保するだけでは、市民が食に安心感を持ってもらえるような状況（食の安心）についてまでは十分とは言えず、事業者のモラルの向上や信頼の回復への取り組みが求められる中、積極的な情報提供が今まで以上に望まれている。

したがって、今後も引き続き、迅速な情報収集や情報発信、必要事項の公表など、多様な機会を創り、安心を実感してもらうことが求められていると考える。また、多様な食に関する情報ネットワークをつくるために、新たな仕組みづくりを推進していく必要がある。

加えて、行政は、社会状況に鑑み、アレルギーの健康被害状況など今まで特化して調査をしていない統計項目等についても適時見直し、市民又は事業者が必要とする情報を迅速かつ適切に収集・分析するよう努める必要がある。

5 条例の実効性を高めるために

食品安全基本法の制定や食品衛生法の改正により、食の安全の確保に関する有効な方策や制度が整備・充実された。札幌市は、新たな条例に基づく施策を実施していく上で、その実効性を高めるために、それらの方策等と整合性を図り、具体的な施策及び事業を展開する必要がある。

条例の実効性を確保するためには、大きく分けて規制的手法と誘導的手法とがあるが、このたびの条例では、規制的手法と市民の食の安全・安心に関する主体的取組や事業者の自主的取組を一層促進させるための表彰や認定制度などの誘導的手法の両方を用い、より実効性があり、事業者の意欲が増す条項などについて検討する必要がある。

第 章 新しい条例のすがた

1 名称について

条例の名称は、食の安全を確保するということを目指しているものであることから、条例を制定している自治体のほとんどにその差異がなく、「食の安全・安心条例」のような基本的な名称となっている。札幌市も、他自治体と同様に条例名称からその条例の性質等の意味を正しく理解してもらうものとして検討することが一般的ではある。

しかしながら、新たな条例の名称のつけ方としては、より多くの市民に知ってもらうため、わかり易く、親しみやすい愛称のような副題をつけることも一つのやり方と考える。

2 規定することが望ましいと考える事項等と主な内容

(1) 食の安全・安心に対する考え方と施策の進め方

現行の食の安全・安心に対する考え方は、食品の衛生的な取り扱いや安全面への対策というように狭義の意味として大方捉えているように思えるが、新たな条例の制定に当たっては、食の安全・安心を一つの資源と考え、まちづくりに寄与するという視点も持ちながら、札幌の経済活動と密接な関係にある食産業や観光を含め、市民生活を支える多様な概念として捉え、施策を進めていくべきである。

また、食の安全と信頼の確保は、従来規制的手法によって、進められてきたが、今後は、その手法と併せて、市民、事業者と連携・協働して行う手法を最大限取り入れ、進めていくことが望ましい。

(2) 食の安全・安心に係る中長期的ビジョンの策定等

新たな条例では、食の安全と信頼の確保に関する具体的施策を総合的かつ着実に実施するため、計画を策定する必要がある。

本条例による食の安全・安心に係る計画は、既に策定されている「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」を位置付ける。また、食の安全・安心に係る実態調査については、定期的の実施し、施策の検証・見直しなどの意味合いも持たせる必要があると考える。

(3) 食の安全・安心について審議するための会議の設置

現在、要綱にて設置している「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」を条例による札幌市の附属機関に位置づけ、総合的な中期的計画(さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン)や新条例の検証・見直しに当たって、市長の諮問を受け、審議する会議へと格上げすることが望ましい。これにより、今まで以上に市政へ意見反映が確実かつ円滑に行われることが可能になるものとする。

(4) 市民・事業者と連携・協働する施策

市民・事業者と連携・協働して食の安全と信頼を確保するという考え方を受けて、リスクコミュニケーションの視点を取り入れた基本的な施策を明確にするとともに、市民の主体的な行動の促進を図る取組などを条例の中に位置付ける必要がある。

(5) 人づくりの推進と学習機会の充実

平成15年に制定された「食品安全基本法」では、「国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために、必要な措置を講じなければならない」と規定されている。市は、これを受けて、食品の安全性の確保に関する施策に主体的に参加する人づくりをさらに実施する必要がある。

特に、次世代を担う子どもや今後のまちづくりで中核となる若年層に対し、食の安全に関する情報や体験・学習の場を積極的に提供することにより、将来に渡って食の安全確保について、意識を持ち、主体的に行動する担い手を拡大する必要がある。

(6) 危機管理体制の整備と緊急時の対処

食品に起因する健康被害は、新たな原因物質による被害、食文化や衛生観念の変化等により多様化してきている。こうした中で、市としては、健康被害の未然防止に取り組むことはもちろん、発生時の対応・対策及び被害拡大防止が大変重要となってくる。

したがって、札幌市においても、食品に起因する健康被害発生時には、迅速かつ適切に対処できるよう、体制を整備し、平時より、訓練などをして備える必要がある。また、対処にあたっては、権限及び指揮命令系統などを単純かつ明確にしなければならない。このように、体制の整備と対処については、最も重要なことの一つであることから、条例中に明記すべきであると考えます。

また、併せて、法令で想定されていない事態が起こった場合に、市長がその責任の下、市民の健康保護を最優先とした公表を行うことも規定に向けて検討する必要がある。

(7) 公表

条例の規定に関し、市の助言・指導・勧告に従わない悪質な事例に関する公表についても検討する必要がある。

(8) 自主回収報告制度

札幌市では、事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組むとともに、市が自主回収情報を市民に迅速に広く周知することにより、回収が促進される仕組みを設けている。

この仕組みは、現在、行政指導で行っているが、事業者にも序々に定着してきていることも踏まえ、事業者の自主的取組の促進と関係法令との整合性の確保及び補完の意味合いから、規定に向けて検討する必要がある。

(9) 認定制度とその活用

現行、要綱で制度化している「札幌市食品衛生管理認定制度(しょくまる)」

については、高いレベルで食品の取扱い等を行っている事業者として、その取組を称える意味合いも含めるとともに、更に事業者の自主的取組を促進するため、その制度自体の実効性の確保という観点からも条例に位置づけることが望ましい。

(10) 食の安全・安心に係る活動等に対する顕彰

食の安全・安心は、市民や事業者にとって、身近で当たり前でなければならないが、そのために、日々、事業者は、独自の基準や方法などを用いて、取り組んでいたり、市民は自ら個人やグループで活動をしたりしている。

こういった活動や取組については、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の実現に向けて必要不可欠なことであるとともに、大変重要なことであることから、一定の評価をし、外部の選考委員会などを経た上で、表彰等を行うことが望ましく、これを条例で位置づける必要についても検討すべきである。

おわりに

本委員会及び部会は、市民が主体となった安全・安心な食のまちづくりを重視し、市民が食の安全と信頼の確保に主体的に参加していくことを念頭において検討いたしました。

しかし、条例については、このたびの議論だけで完全なものとなるわけではありませんので、今後も様々な機会で議論を積み重ね、この条例を本当に実効性のあるものにするために定期的に検証を続けていかなければなりません。

また、これからは、併せてこの条例を、広く共感と賛意を得て、札幌市民に浸透させるためにも、より多くの方に知っていただく努力もしていく必要があります。

こういったことを踏まえ、今後は、新条例のもと、190万市民と札幌市が協働・連携した取組が広がり、食の安全と信頼が確保された「安全・安心な食のまち・さっぽろ」が実現することを心より願っております。

平成24年4月

さっぽろ食の安全・安心推進委員会一同

さっぽろ食の安全・安心推進委員会委員名簿

(五十音順)

	委員氏名	所属団体、役職等	備考
1	いっしき けんじ 一色 賢司	北海道大学大学院水産科学研究院 教授	委員長
2	おおがね ひろたけ 大金 弘武	札幌商工会議所 食品関連部会 副部会長	
3	おおにし ゆうじ 大西 有二	北海学園大学法学部 教授	
4	おおの よしたか 大野 芳高	イオン北海道株式会社 CS・社会貢献部長	
5	おおみや あゆみ 大宮 あゆみ	市民公募委員	
6	しもくに じゅんこ 下国 順子	市民公募委員	
7	たかはし しょういちろう 高橋 松一郎	一般社団法人札幌市中央卸売市場協会 理事	
8	たなか こういち 田中 弘一	一般社団法人札幌市食品衛生協会 専務理事	
9	ちゃき かずのり 茶木 一範	北海道新聞社 編集局 生活部長	
10	ながぬま あきお 長沼 昭夫	スイーツ王国さっぽろ推進協議会 会長	
11	なめかた さちよ 行方 幸代	社団法人札幌消費者協会 理事	
12	なりた ふみお 成田 文男	社団法人定山溪観光協会	
13	なりた まさみ 成田 優美	サイエンスレポーター	
14	ふじわら やすひろ 藤原 靖広	市民公募委員	
15	ほりくち けんいち 堀口 憲一	札幌市農業協同組合 経済部 営農販売課長	
16	みずぬま まさあき 水沼 正明	公益財団法人北海道科学技術総合振興センター クラスター事業部長	

さっぽろ食の安全・安心推進委員会条例検討専門部会構成員名簿

(五十音順)

	構成員氏名	所属団体、役職等	備考
1	おおがね ひろたけ 大金 弘武	札幌商工会議所 食品関連部会 副部会長	
2	おおにし ゆうじ 大西 有二	北海学園大学 法学部 教授	部会長
3	おおみや あゆみ 大宮 あゆみ	市民公募委員	
4	たなか こういち 田中 弘一	一般社団法人 札幌市食品衛生協会 専務理事	
5	なめかた さちよ 行方 幸代	社団法人 札幌消費者協会 理事	
6	ふじわら やすひろ 藤原 靖広	市民公募委員	

さっぽろ食の安全・安心推進委員会設置要綱

(平成 22 年 5 月 6 日 保健福祉局医務監決裁)

(設置)

第 1 条 本市における食の安全と信頼の確保に係る施策の推進にあたり、市民意見及び各分野の専門的な見識を反映させ、安全・安心な食のまち・さっぽろの実現を図るため、さっぽろ食の安全・安心推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、本市の食の安全と信頼の確保に係る施策の推進について、評価・助言・提案等を行う。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、推進委員会に臨時委員を置くことができる。

2 第 3 条第 2 項の規定は、臨時委員の委嘱について準用する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(委員長)

第 6 条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 推進委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第 8 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員会の付託により、その付託された案件について検討及び協議する。

3 専門部会は、委員長の指名により部会長を置く。また、委員長が指名する委員会の委員をもって組織する。

4 委員会により付託された案件の検討又は協議結果については、委員長に報告し、了承を得た上で、委員会の決定とすることができる。

(謝礼)

第 9 条 推進委員会又は専門部会の会議に出席した委員に対し、日額 12,500 円の謝礼を支給する。

(庶務)

第 10 条 推進委員会の庶務は、保健福祉局保健所食の安全推進課において行う。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

さっぽろ食の安全・安心推進委員会及び同条例検討専門部会検討経過

時期	概要
平成 23 年 6 月 3 日	<p>平成 23 年度第 1 回 さっぽろ食の安全・安心推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定に向け、委員会の中に専門部会を設置。 ・ 委員会の付託を受け、専門部会において条例の検討を進めることにした。
平成 23 年 7 月 25 日 ～ 平成 24 年 3 月 22 日	<p>さっぽろ食の安全・安心推進委員会条例検討専門部会</p> <p>(第 1 回) 平成 23 年 7 月 25 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定に係る背景及び必要性について ・ 条例検討専門部会の運営について ・ 他都市等での食の安全・安心を推進するための条例の概要について ・ 新たな条例の構成イメージについて <p>(第 2 回) 平成 23 年 10 月 4 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市における条例の必要性について ・ 「安全で安心な食のまちづくりを進める上での基本的な考え方」について 方向性や名称等について 条例制定の目的や基本理念について <p>(第 3 回) 平成 23 年 12 月 9 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回会議の振り返りについて これまでの意見概要について 食品衛生法等概要について ・ 安全で安心な食のまちづくりを進めていくための主体(市民・事業者・市)の役割について ・ 安全で安心な食のまちづくりを進める上で札幌市に求める具体的な取組について 情報及び地域での取組への支援について 市民(事業者)意見の反映について <p>(第 4 回) 平成 24 年 2 月 6 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で安心な食のまちづくりを進める上で札幌市に求める具体的な取組について 計画の策定・条例を推進するための組織の設置について リスクマネジメント(危機管理)について ・ 新条例の制定にあたっての「札幌らしさ(特徴)」について ・ 条例の実効性の確保について <p>(第 5 回) 平成 24 年 3 月 22 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの会議の振り返りについて ・ 「食の安全・安心を推進するための新たな条例の制定に向けて 検討報告書」素案について 条例制定の背景と必要性について 条例制定の基本的な考え方について 新たな条例のすがたについて